

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
児玉土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届  
出があつた。

平成三十年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	小 林 誠	埼玉県本庄市児玉町高関二十八番地一
同	井 上 誠 一	同 同 同
		蛭川八百三十六番地